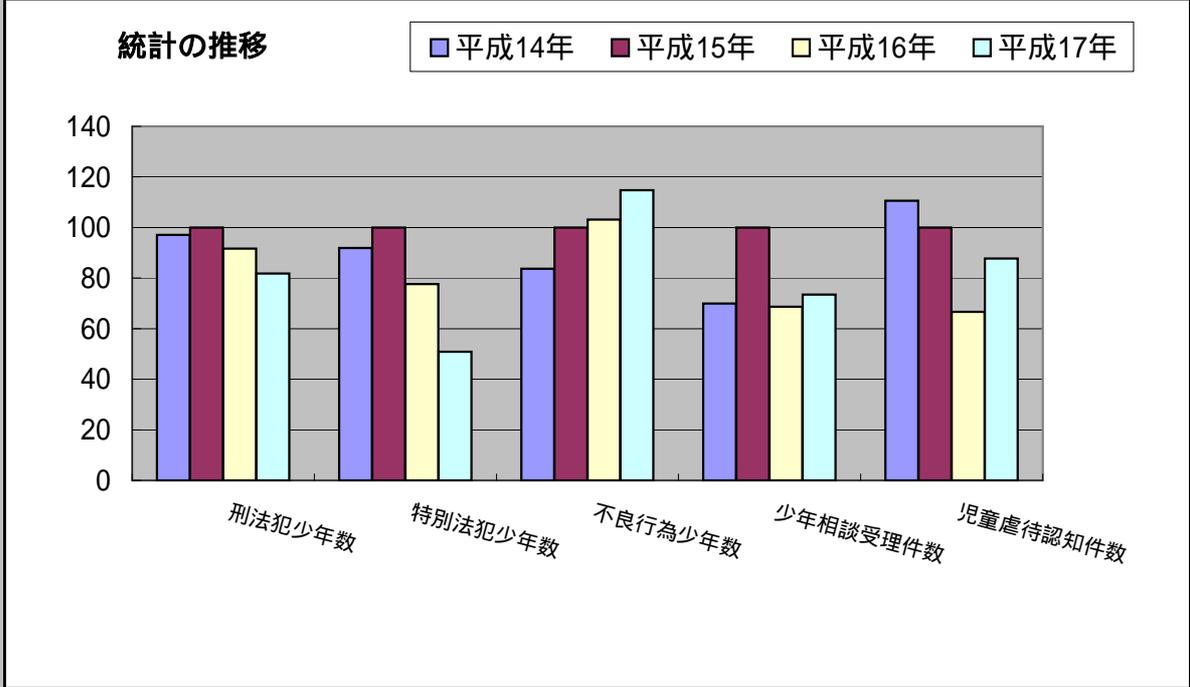


業 務 名	青少年の健全育成
-------	----------

業務に関する統計					
項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
刑法犯少年数	2,151	2,217	2,031	1,814	人
特別法犯少年数	103	112	87	57	人
不良行為少年数	22,707	27,137	27,995	31,142	人
少年相談受案件数	1,357	1,940	1,332	1,425	件
児童虐待認知件数	63	57	38	50	件



< グラフは、平成15年を100とする指数で表した。 >

業務の主なコスト		平成17年度事業費(千円)	平成18年度事業費(千円)
1	少年警察費	7,116	5,716
2	少年警察活動推進費	15,618	14,312
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		22,734	20,028

平成17年の取組み

平成17年中に検挙した刑法犯少年は、1,814人（前年比 - 217人・ - 10.7%）、特別法犯少年は、57人（前年比 - 30人・ - 34.5%）と、2年連続減少した。しかし、刑法犯少年は、全刑法犯検挙人員の35.4%を占め、少年が再び罪を犯す再犯率が27.7%と高水準で推移するとともに、少年が犯罪の被害者となる事案も後を絶たず、青少年を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

学校等、関係機関との連携の強化、街頭補導活動の強化により、喫煙、深夜はいかい等の不良行為少年31,142人を補導し、非行防止への適切な措置を講じた。

組織的な児童ポルノ販売や児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、78人を検挙するとともに、被害少年70人を保護した。

非行集団対策の一層の推進を図り、強盗を敢行した非行グループや、暴行・恐喝などの粗暴行為を繰り返した非行グループを検挙・解散させた。

学校、教育委員会との連携を強め、「学校警察連絡制度」を効果的に運用し、再非行防止等の推進を図った。（連絡総数206件）

児童虐待事案に対し、児童相談所等と連携を図り、児童22人を一時保護したほか、悪質事案1件を検挙した。

カウンセラーの養成、携帯電話による相談活動等を内容とする「少年総合サポート事業」を継続的に推進し、少年相談や保護・支援機能の充実を図った（カウンセラー資格取得者4人）。

課題と平成18年の取組み

少年非行の情勢は、非行少年等の検挙・補導人員等が減少傾向にあるものの、総数では依然として高水準で推移し、また、児童虐待等、少年が被害者となる事案も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。このような状況に対処するため、「強くやさしい」少年警察運営を基本に「非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策を推進する。

学校、その他関係機関との連携の強化に努め、効果的な街頭補導活動を推進することなどにより、非行に至らない不良行為の段階での助言・指導を行い、少年の立直りを促すとともに、被害少年については適切な保護措置をとり、少年の非行防止及び犯罪被害等の未然防止を図る。

非行少年のグループ化現象が引き続き見られることから、非行集団対策と、厳正かつ迅速な少年事件捜査を推進するとともに、街頭補導活動を強化し、不良行為少年等を早期に発見して適切な措置を講じ、少年の非行防止を図る。

心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待を始め、少年が被害に遭う事案が多発していることから、関係機関・団体との連携を強化し、保護・支援体制の充実を図る。

「大学生による青少年健全育成支援事業」（県生活部）及び「生徒指導特別指導員活用事業」（教育委員会）への積極的な協力など、関係機関との連携をより一層強化する。

青少年の健全育成を推進するため、少年警察協助手員、少年指導委員等のボランティア、関係団体、家庭及び地域住民との連携を一層強化する。